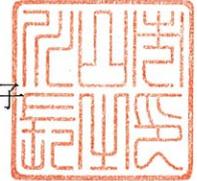


川協推発第123号
令和8年2月13日

川口市監査委員 西原 信一郎 様
同 金井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 船津 由徳 様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年10月1日執行の市民生活部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（協働推進課）

協働推進課の雑入において、歳入の収入が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和6年度末の収納事務の確認において、納付書と現金出納簿の突合、及び予算整理簿との照合を行うよう改善を図りました。今後におきましては、川口市会計事務規則に則り、適正な収入事務に努めて参ります。

